



SCIENCE  
BASED  
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

info@sciencebasedtargets.org  
www.sciencebasedtargets.org



www.twitter.com/sciencetargets

## 金融機関向け SBTi 要件と推奨事項

TWG-FI-001 | パイロット版

2020 年 10 月

本資料は Science Based Targets Initiative による  
原題「[SBTi Criteria and Recommendations for Financial Institution TWG-FI-0001 | Pilot Version October 2020](#)」を  
CDP ジャパンが仮訳したものです。  
日本語版と英語版で内容に相違が生じている場合には、英語版の内容が優先します。



SCIENCE  
BASED  
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

PARTNER ORGANIZATIONS



## 目次

---

はじめに .....	- 3 -
セクション 1. GHG 排出インベントリと目標のバウンダリ(範囲).....	- 4 -
セクション 2. スコープ 1 と 2 の目標の時間軸 .....	- 6 -
セクション 3. スコープ 1 と 2 の目標水準.....	- 7 -
セクション 4. スコープ 2 について.....	- 8 -
セクション 5. スコープ 3 – ポートフォリオ目標設定要求事項.....	- 9 -
セクション 6. 報告についての要求事項.....	- 13 -
セクション 7. 再計算と目標の有効性.....	- 14 -
セクション 8. ポートフォリオ目標のバウンダリ定義.....	- 15 -

## はじめに

本文書は、金融機関向けの SBTi 目標審査要件と推奨事項についてのパイロット版を示したものです。このセクター固有の要件は、[一般の企業向け SBTi 要件](#) に代わって適用される位置づけです。要件のセクション 1~4 と 7 は、GHG インベントリ(排出量算定)、スコープ 1、2 目標、目標の有効性(validity)と再計算についてのものです。SBTi 一般企業向け要件のバージョン 4.1 は、金融機関向けの同セクションの基礎となっていますが、若干の違いがあります<sup>1</sup>。妥当である場合、これらの要件については SBTi の毎年の企業向け要件の更新の際に同じように改訂の対象となりえます。

広い範囲のステークホルダーによるコンサルテーションを経て開発された要件のセクション 5 と 6 は、金融機関が、投資・融資活動についての目標を設定、進捗を追跡、行動報告を実践することについて、特別にデザインされた要件です。2021 年には、SBTi は、金融機関向けの目標認定のパイロット段階において得られた知見をもとに、この初期の要件群を更新する予定です。(SBTi へのコミットや目標提出についての詳細は、[金融セクターSBT ガイダンス](#)の第 8 章をご覧ください。)SBT イニシアチブは必要に応じて、最新の排出シナリオ、パートナー組織の方針、温室効果ガス算定アプローチ、科学に基づく目標設定の方法についての理解の進展を反映するために、要件を修正する権利を留保します。

金融機関の目標が科学に基づく目標設定イニシアチブ(SBTi)によって承認 (recognize) されるためには、ここに示されたすべての要件を満たす必要があります。加えて、金融機関は、排出算定報告について [GHG プロトコル企業基準](#)、[スコープ 2 ガイダンス](#)、そして[企業バリューチェーン\(スコープ 3\)算定報告基準](#)に従う必要があります(shall)<sup>2</sup>。要件やガイダンスの文脈において、「shall」という用語は、該当する要件や算定ガイダンスに関して「**必須要件**」であることを意味します。「should」という用語は、「**推奨条件**」であることを意味します。SBTi の推奨条件は透明性やベストプラクティスの観点からは重要ですが、必須ではありません。特に記載がない場合(個別のセクションも含めて)、全要件はスコープ 1、2、3 すべてに当てはまるものとなります。

<sup>1</sup> SBTi 一般企業向け要件バージョン 4.1 はこちらからご覧いただけます: <https://sciencebasedtargets.org/wp-content/uploads/2019/03/SBTi-criteria.pdf>.

<sup>2</sup> 本枠組みのスコープ 3 基準からの限定的な逸脱については、以下のリンクの金融セクターSBT ガイダンスのセクション 4.1 「GHG インベントリを作成・編集する(compiling)」に説明されています: <https://sciencebasedtargets.org/wp-content/uploads/2020/10/Financial-Sector-Science-Based-Targets-Guidance-Pilot-Version.pdf>.

[金融セクターSBT ガイダンス](#)では、これらの要件を満たすための追加情報を含む、金融セクターに最も関連性の高い要件と推奨事項の一部を抜粋して説明しています<sup>3</sup>。SBTiは金融機関が目標を開発する前に[ガイダンス](#)を十分に検討することを強く推奨しています。

SBT イニシアチブは、金融機関が目標審査プロセスにおいて正しくない情報を提供し、それによって審査中に有効な要件のいずれかが満たされないといった場合、ないしは認定の後の要求事項（たとえば、目標進捗報告や再計算）が尊重されなかった場合、目標認定の決定を取り消す権利を留保します。

## セクション 1.GHG 排出インベントリと目標のバウンダリ (範囲)

### 要件

**FI-C1 – スコープ:** 金融機関(FIs, Financial Institutions)は、GHG プロトコル企業基準で定義された機関全体のスコープ 1 およびスコープ 2、ならびに **FI-C15** 及び **FI-C16** で定義されたスコープ 3 の投資および融資活動をカバーする目標(複数可)を設定しなくてはなりません。金融機関は、**FI-R9**に従って、残りのスコープ 3 の排出カテゴリーの目標を設定することができます。

**FI-C2 – 重要性の閾値:** 金融機関は、インベントリと目標のバウンダリ(範囲)について、スコープ 1 とスコープ 2 を合わせた排出量の 5%を上限として除外することができます<sup>4</sup>。

**FI-C3 – 温室効果ガス:** スコープ 1 と 2 の目標は、GHG プロトコル企業基準で要求されているとおり、関連するすべての GHG をカバーしていなければなりません。スコープ 3 の任意の目標(カテゴリー1~14)が設定されている場合には、その目標も全ての GHG をカバーしなければなりません(shall)。金融機関のスコープ 3 のポートフォリオ目標については、可能であれば、関連する全ての GHG をカバーすることが推奨されています。スコープ 3 のポートフォリオ目標で全ての GHG をカバーできない場合は、最低でも CO<sub>2</sub> 排出量をカバーしなければなりません(shall)。

---

<sup>3</sup> ガイダンスにて詳細が記載されていない要件についてのより詳細については、[SBTi 目標審査プロトコル\(英語\)\(SBTi Target Validation Protocol\)](#)をご参照ください。ここでは、目標を評価し、SBTi 要件への適合性を判断するための基礎となる原則、プロセス、そして要件を説明しています。

<sup>4</sup> 金融機関のスコープ 1 ないしはスコープ 2 の排出量が重要でないと判断される場合（すなわち、スコープ 1 とスコープ 2 を合わせた総排出量の 5%未満）、金融機関は、スコープ 1 とスコープ 2 の総排出量の 95%以上をカバーするスコープ（スコープ 1 またはスコープ 2）のみを対象に SBT を設定することができます。金融機関は、GHG プロトコルの完全性の原則に則り、**FI-C21-必須の目標の再計算**に従って、両方のスコープについて報告を継続し、必要に応じて目標を調整しなければなりません。

**FI-C4 – バイオエネルギー算定:** 組織全体の操業利用のためのバイオマスやバイオ燃料の燃焼からの直接排出については、バイオエネルギー原料<sup>5</sup>に関連したGHG除去と同様、金融機関のインベントリに並行して含め、科学に基づく目標の設定、目標に対する進捗報告の際にはバウンダリに含めなくてはなりません。バイオマス及びバイオ燃料からの生物起源の排出が気候中立的であると考えられる場合、金融機関は、その基礎となる仮定の正当な理由を提示しなければなりません。金融機関は、GHGプロトコルで要求されているように、バイオエネルギー利用からのN<sub>2</sub>O及びCH<sub>4</sub>の排出量をスコープ1、2または3の下で報告しなければならず、インベントリへの組み入れおよび目標バウンダリについては、バイオ起源炭素と同様の要件を適用しなければなりません。

**FI-C5 – 子会社:** 金融機関について、子会社レベルではなく、親会社またはグループレベルのみで目標を提出することを推奨します。親会社は、上述のバウンダリ要件に従って、提出する目標について、全子会社の排出量を含める必要があります。親会社と子会社の両方が目標を提出する場合<sup>6</sup>、親会社の目標には、それが親会社が選択したインベントリの統合アプローチによると親会社の排出バウンダリに含まれる場合においては、子会社の排出も含む必要があります<sup>7</sup>。

## 推奨条件と追加ガイダンス

**FI-R1 – 直接の土地利用変化による排出:** 関連する場合、金融機関は直接の土地利用変化による排出を算定し、目標のバウンダリに含めることが推奨されています。また、SBTの一環として土地利用変化の削減を目的とした緩和行動（サプライチェーンからの森林伐採防止など）を実施しようとする金融機関は、基準年のインベントリに土地利用変化の排出量を含めることが推奨されます(should)。土地利用変化の計算手法は様々な異なるものがあり、GHGプロトコルで認められている標準的な方法は現在のところ存在しないため、企業はGHGインベントリの算定において用いた手法を開示することが推奨されます(should)<sup>8</sup>。間接的な土地利用からの排出量がある

<sup>5</sup> バイオエネルギー関連以外の生物起源の排出量は、インベントリと一緒に報告し、目標バウンダリに含めなければなりません。バイオエネルギー原料に関連しないGHG除去は、現在のところ、インベントリの中でSBTに向けた進捗状況や正味排出量にカウントすることは認められていません。

<sup>6</sup> この要件は子会社にのみ適用されます。金融機関のブランド、ライセンサー、特定の地域や事業部門（銀行の資産運用部門を除く）は、親会社が選択した連結アプローチから外れている場合を除き、個別目標の設定は認められません。

<sup>7</sup> このバージョンの要件では、銀行のスコープ1、2、3の目標バウンダリに資産運用部門を含めることは任意となっています。そのような除外を行う場合は、目標の文言において明確に開示しなくてはなりません(shall)。詳細は、[金融セクターSBTガイダンス](#)のセクション5.3項を参照ください。

<sup>8</sup> 現在のところ、GHGプロトコルでは、農林業やその他の土地利用（AFOLU）排出量の算定については、限定的なガイダンスしか提供しておらず、AFOLU排出量を含んだ形で土地集約型セクターの企業が利用できるセクター固有のSBT設定方法論は存在しません。科学に基づく目標設定（Science Based Targets）イニシアチブは、この方法論のギャップに対処するため、WWFが主導するセクター開発プロジェクト、[SBTi森林、土地、農業プロジェクト](#)（“SBTi FLAG”）に取り組んでいます。この取り組みでは、食糧、農業、森林セクターが、森林減少やその他の土地関連の影響を含む科学に基づく目標（SBT）を設定できるようにするための手法やガイダンスの開発に焦点を当てています。この取り組みと並行して、WRIと持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）は、企業が年間インベントリでGHG排出

金融機関は、インベントリと並行して別途報告することができ、同様に、これらの影響の算出方法を開示することができます。

**FI-R2 – バイオエネルギー勘定:** バイオエネルギーの中立性の前提については、バイオベースの資源の除去(木材/穀物)とその後の再生の間には、大きな時間差が存在することを見落としがちです。加えて、バイオエネルギー原料として用いられる森林/穀物システムによる生産性の違いや、バイオベース製品、そして/または廃棄についての長期の炭素貯蔵の影響についても、見落としています。このような理由から、バイオエネルギーの GHG 算定方法が GHG プロトコルの下で標準化されるまで、SBTiは、金融機関が算定方法について排出（木材/穀物の除去）と貯留（森林/穀物の再生）の時期を考慮することを強く推奨します。

## セクション 2. スコープ 1 と 2 の目標の時間軸

### 要件

**FI-C6 – 基準年・目標年:** 目標は目標が SBTi イニシアチブに正式審査のために提出された日から、最短 5 年間、最長 15 年間にカバーしてはなりません<sup>9</sup>。

**FI-C7 – 現在までの進捗:** SBTi に提出した日までに達成された目標は、受け入れられません。SBTi は目標がイニシアチブに提出された年(または最も直近の完成した GHG インベントリの年)を用いて、目標の将来の野心を評価します。最も直近の完成した GHG インベントリは、提出の年から 2 年より前であってはなりません。

### 推奨条件と追加ガイダンス

**FI-R3 – 基準年:** SBTi は、データが入手可能な直近の年を目標基準年として選択することを推奨します。

---

量と除去量をどのように計算することが推奨されるか(should)について、3 つの新しい GHG プロトコル基準の開発を主導しています。3 つの基準には以下の内容が含まれています。炭素の除去と隔離、土地セクターの排出と除去、バイオエネルギーです。この作業の詳細と参加方法については、[こちら](#)をご覧ください。FLAG プロジェクトと新しい GHG プロトコル基準は、AFOLU 関連排出量についての企業の目標設定、算定、報告に必要なインフラを提供する補完的な作業です。

<sup>9</sup> 2020 年前半に公式な審査のために提出された目標については、有効な目標年は 2024 年から 2034 年です。2020 年後半に提出された目標については、2025 年から 2035 年までを有効な目標年とします。

**FI-R4 – 目標年:** 提出日から 15 年以上先の目標は長期目標とみなされます。金融機関は、C6 で求められている中期目標に加え、2050 年までの長期目標を策定することが推奨されています。長期目標は、SBTi が審査、認定するには、最低でも、世界の気温上昇を産業革命前と比較して 2°C より十分低い水準以下に抑えるために必要な脱炭素化のレベルと一致している必要があります。

**FI-R5 – 整合性:** 金融機関は、中期のすべての目標、そして長期のすべての目標について、同じ基準年と目標年を用いることが推奨されています。

## セクション 3. スコープ 1 と 2 の目標水準

**FI-C8 – 目標水準:** 最低でも、スコープ 1 と 2 の目標は、世界全体の産業革命前からの気温上昇を 2°C より十分低い水準以下に抑えるために必要な脱炭素化のレベルと整合していることが求められますが、金融機関は 1.5°C の軌道に向けてより一層の努力を追求することが推奨されています。目標期間（基準年から目標年まで）の削減水準と将来の野心（直近の年から目標年まで）は、いずれもこの目標水準についての要件を満たす必要があります<sup>10</sup>。

**FI-C9 – 総量 vs. 原単位:** スコープ 1 とスコープ 2 排出についての原単位目標は、地球温暖化を 2°C より十分低い水準以下に抑えるための気候シナリオに沿った総量での排出削減目標につながる場合、または認定されたセクター別軌道を用いてモデル化された場合にのみ可能です。総量削減の場合、少なくとも、気温上昇を 2°C より十分低い水準以下に抑える目標に沿った排出量シナリオと同程度に野心的なものであるか、該当セクターのセクター別脱炭素化アプローチ (SDA, Sectoral Decarbonization Approach) の削減軌道以下である必要があります。

**FI-C10 – 手法の有効性:** 目標は SBT イニシアチブが認定した最新版の手法やツールを使ってモデル化しなくてはなりません。以前の版のツールや手法を使ってモデル化した目標については、改訂された手法または該当するセクター固有のツールが公表されてから 6 カ月以内である場合のみ、公式な審査のために SBTi に提出することができます。

**FI-C11 – オフセット:** オフセットの利用は、金融機関の科学に基づく目標の達成のための排出削減として、カウントすることはできません。SBTi は、金融機関が自らの操業または投資・融資ポートフォリオ内の直接的行動を通じた排出削減に基づいて、目標を設定することを求めている

---

<sup>10</sup> 2020 年に公式審査のために提出されたターゲットについては、提出された最新のインベントリデータは最も前のものでも 2018 年以降のものでなければなりません。

ます。オフセットは、金融機関が科学に基づく目標を超えた追加的な排出削減を支援しようとする方法としてのみ考慮することができます。

**FI-C12 – 削減貢献量(回避排出量):** 削減貢献量(回避排出量)は、企業や金融機関のインベントリとは別の算定システムに該当することから、科学に基づく目標にはカウントされません。

## 推奨条件と追加ガイダンス

**FI-R6 – アプローチの選択:** SBTi は、最も野心的な、つまり最も早期に削減が行われ、最も累積排出量が少なくなる脱炭素化シナリオを使用することを推奨しています。

## セクション 4. スコープ 2 について

### 要件

**FI-C13 – アプローチ:** 金融機関は、GHG プロトコルスコープ 2 ガイダンスに基づき、基準年排出量と科学に基づく目標に対する進捗を追跡する際に、ロケーション基準かマーケット基準のどちらを使っているのか、開示しなくてはなりません(shall)。金融機関は、SBT の設定と進捗の追跡について、単一の指定したスコープ 2 算定アプローチ(「ロケーション基準」または「マーケット基準」)を使用しなければなりません(shall)。

**FI-C14 – 再生可能電力調達:** 再生可能電力を 2°C より十分低い水準のシナリオと整合するように積極的に調達する目標については、スコープ 2 排出削減目標の代わりとして設定可能です。SBT イニシアチブは、このアプローチについて、RE100 の推奨に沿って、(全エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合の)閾値として、2025 年までに 80%、2030 年までに 100% の電力を再エネにて調達するという値を定めました。すでにこの閾値並みの、またはそれ以上の再エネ電力を調達している金融機関については、認定されるためには、再エネ電力消費シェアを維持または増加させなくてはなりません(shall)。

## 推奨条件と追加ガイダンス

**FI-R7 – 購入した熱と蒸気:**セクター別脱炭素化アプローチ (SDA) を用いた科学的な目標のモデル化の際には、金融機関は、購入した熱や蒸気に関連する排出量を、直接的な排出量 (すなわちスコープ 1) の一部としてモデル化することを推奨します。

**FI-R8 – 目標のモデル化の際の効率化の考慮:**金融機関が特定のセクター、市場についての効率性向上や、2°Cより十分低い水準のシナリオに基づいた電力セクターの予想される脱炭素化を想定していない手法を用いている場合、これらの要素を電力関連のスコープ 2 目標を設定する際に考慮することを推奨します。

## セクション 5.スコープ 3-ポートフォリオ目標設定要求事項

### 要件

**FI-C15 – 投資・融資活動の目標設定の要求事項:**全ての金融機関は、金融機関のスコープ 1+2+3 の総排出量と比したスコープ 3 ポートフォリオ排出量の割合に関わらず、**FI-C16**にて求められている投資・融資活動についての目標を設定しなければなりません(**shall**)。金融機関は、**セクション 8**の表 1にて定義されているように、資産クラス別に適用可能な目標設定手法を選択することができます。

**FI-C16 – ポートフォリオ目標バウンダリ:**金融機関は、必須の活動と手法についての表 (表 1) の「必須の活動」の全てについて、最低限度のバウンダリカバー率の要件に沿って目標を設定しなければなりません(**shall**)。この要件の適用についての追加的ガイダンスは、**セクション 8**をご覧ください。

**FI-C17.1 – セクター別脱炭素化アプローチ目標<sup>11</sup>:**セクター別脱炭素化アプローチ (SDA) を用いた金融機関の目標は、以下の条件を満たしている場合に認められます:

- **バウンダリ(範囲):**金融機関は、「必須の活動と手法についての表」(表 1)にて特定されている、不動産と発電関連活動について、SDA 目標を設定しなければなりません(**shall**)。また、表 1に記載されているその他の活動、例えば、住宅ローン、企業融資、上場株式、非上場株式、債券など、SDA 手法が利用可能なセクターの活動についても、SDA 目標を設定することができます。

<sup>11</sup> セクター別脱炭素化アプローチについてのより詳細な情報については、[金融セクターSBT ガイダンス](#)のセクション 5.4.1をご覧ください。

- 目標水準: ポートフォリオ SDA 目標は、セクター別の 2°C を十分に下回るシナリオで示された最低水準を達成する必要があります。
- 時間軸: ポートフォリオ SDA 目標は、金融機関が正式な認定のために目標を SBTi に提出した日から、最短 5 年、最長 15 年の期間を対象としなければなりません。金融機関は、必須の中期目標に加えて、2050 年までの長期目標を策定することが推奨されています。
- 融資先そして/または投資先の目標の範囲(対象): SDA 手法にて定義されているように(該当する場合は)不動産と発電関連の活動については範囲 1 と 2 の排出についての目標を設定する必要があります。表 1 の「必須の活動」に該当する他の活動については、金融機関は SBTi のセクター別ガイダンスにて必要とされている排出範囲について目標を設定する必要があります(shall)<sup>12</sup>。

**FI-C17.2 – SBT ポートフォリオカバー目標**: 金融機関が、融資先や投資先に科学に基づいた排出削減目標を設定することを推進するという目標は、以下の条件を満たしている場合には、受け入れ可能です:

- バウンダリ: 金融機関は「必須の活動と手法についての表」(表 1)に特定されているように、コーポレートインスツルメンツについてのエンゲージメント目標を設定しなくてはなりません(shall)。
- 目標水準レベル: 金融機関は、2040 年までにポートフォリオの 100% が科学に基づく目標を設定する直線の軌道と一致する(金融 SBT ツールにあるウェイト付け方法にて計算した)比率で、融資先そして/または投資先の一定比率が認定された科学に基づく目標を設定することを約束(コミット)しなくてはなりません(shall)。例えば、2020 年に 10% のカバー率からスタートする金融機関については、直線で年率 4.5% にてカバー率を上昇させ ( $90 / (2040 - 2020) = 4.5$ )、2025 年には少なくとも 32.5% のカバー率となっている必要があります ( $10 + [5 \times 4.5] = 32.5$ )。
- 目標の策定: 金融機関は公開した目標の表現について、企業株式と債務から構成されるポートフォリオの何% が目標にてカバーされているかについて、SBTi 金融ツールにある重み付けアプローチを目標期間を通じて一貫して用いた形で、情報を提供しなくてはなりません(shall)。
- 目標の時間軸: 金融機関の SBT ポートフォリオカバー率目標は、金融機関が審査のために SBTi に目標を提出した日から最長で 5 年以内に達成するものである必要があります。

<sup>12</sup> セクター固有のガイダンスと要求事項のリストは、SBT 目標設定マニュアルの第 3 章に掲載されています(表 3-1)。

ポートフォリオカバー率目標の達成は、融資先そして/または投資先の SBT 目標が SBTi によって認定されていることを意味します。

- 融資先そして/または投資先の目標の範囲: 金融機関の融資先そして/または投資先は最新の SBTi 要件に従って、範囲 1 と 2、そして範囲 3 が範囲 1,2,3 の 40% 以上を占める際には範囲 3 目標も設定する必要があります(shall)。

**FI-C17.3 – ポートフォリオ気温上昇スコア目標**: 金融機関が企業債務と株式から構成されるポートフォリオについての気温上昇スコアを、パリ協定が目指す水準に沿ったものにするという目標は、以下の条件が満たされた場合、認定可能となります:

- バウンダリ: 金融機関は「必須の活動と手法についての表」(表 1)に特定されているように、コーポレートインスツルメンツについてのポートフォリオ気温上昇スコア目標を設定しなくてはなりません(shall)。
- 目標水準レベル: 金融機関はポートフォリオの範囲 1+2 の気温上昇スコアを、最低でも 2°C より十分低い水準のシナリオに沿ったものとし、加えて範囲 1+2+3 については最低でも 2040 年までに 2°C シナリオに沿ったものにする必要があります (shall)。1.5°C といったより高い削減水準のシナリオに沿ったものにするということについては、強く推奨いたします。範囲 1+2 と範囲 1+2+3 については、別々の目標を設定しなくてはなりません(shall)。

金融機関はポートフォリオの気温上昇スコアを、表明した 2040 年のゴールに直線で到達する軌道に乗るように、下げていくことを約束(コミット)しなくてはなりません (shall)。例えば、2020 年に範囲 1+2 のポートフォリオ気温上昇スコアが 2.9°C である金融機関については、1 年あたりポートフォリオ気温上昇スコアを少なくとも 0.0575°C 下げる必要があるということになり ( $[(2.9^{\circ}\text{C} - 1.75^{\circ}\text{C}) / (2040 - 2020)] = 0.0575^{\circ}\text{C}$ 、2025 年までには少なくとも 2.61°C のポートフォリオ気温上昇スコアまで下げる必要があるということになります。

例えば、2020 年に範囲 1+2+3 のポートフォリオ気温上昇スコアが 3.2°C である金融機関については、1 年あたり 0.06°C ポートフォリオ気温上昇スコアを下げる必要があります ( $[(3.2^{\circ}\text{C} - 2^{\circ}\text{C}) / (2040 - 2020)] = 0.06^{\circ}\text{C}$ 、2025 年には少なくともポートフォリオ気温上昇スコアを 2.9°C まで下げる必要があるということになります。

- 目標の時間軸: ポートフォリオ気温上昇スコア目標は、目標が正式な認定のために SBTi に提出された日から最長で 5 年以内に達成するものである必要があります。

- 融資先そして/または投資先の目標のスコープ: 金融機関の融資先そして/または投資先の目標は、スコープ 1 と 2 の排出と、加えてスコープ 3 がスコープ 1,2,3 の 40%を超える場合についてはスコープ 3 排出についてもカバーしなくてはなりません(shall)。

## 推奨事項と追加ガイダンス

**FI-R9 – スコープ 1 のカテゴリ 1-14 の排出量を計測し目標を設定する:** 金融機関については、GHG プロトコルスコープ 3 基準にて定義されているカテゴリ 1-14 について、計測し目標を設定するのは、推奨されていますが、必須ではありません。これらのカテゴリについて、任意で設定する目標が SBTi に認定されるためには、[最新の一般企業向け SBTi 要件](#)の要件 19-20 を満たす必要があります。

**FI-R10 – 石炭投資のフェイズアウト:** 金融機関は目標が認定された時点から 6 カ月以内に、全ての活動にわたる石炭への支援を、2030 年までに全世界で石炭からフェイズアウトすることと整合した方針を構築することが推奨されます(should)。特に、新しい石炭関連インフラの構築や、新規または追加の火力用(訳注：燃焼用)石炭の拡張、採掘、生産、利用（すなわち燃焼）、改修、ないしは石炭資産の取得に投資している石炭会社\*へのすべての財政的またはその他の支援の即時停止を含みます。

\* 石炭会社とは、石炭採掘、石炭探査・掘削、石炭採掘サービス、石炭処理、石炭取引、石炭輸送・物流、石炭機器製造、運用・保守 (O&M) サービス、エンジニアリング、調達・建設 (EPC) サービス、石炭火力発電電力の送配電、石炭液化 (Ctlg)、石炭ガス化 (CtG)、からの収益が 5%以上の会社と定義されています。(訳注：燃焼用石炭について該当。)

**FI-R11 – 化石燃料投資と融資の開示:** SBT の認定を受けた金融機関については、化石燃料(石油、ガス、燃焼用の石炭)への年間の投資額(公開株、未公開株、社債)、直接のプロジェクトファイナンスや化石燃料関連プロジェクトや企業\*への融資についての金額を、年に 1 度米ドル(ないしは他の通貨にて)公開することを推奨します(should)。(公開する場所については、[FI-R12](#) に推奨が記載されています)

\* これには以下を含みます:

- (1) 石油・ガスの探査、採掘、精製、輸送・配送、貯蔵、小売、販売、取引、または石油・ガスからの電力・熱・冷却生産の活動（すなわち、収益のシェアとして識別される）を行っている会社。金融機関は、石油・ガス会社を識別するための閾値を開示することが推奨され(should)、SBTi は、閾値について 5%を推奨しており、30%を超えないことを推奨している。
- (2) [FI-R10](#) に沿って、石炭採掘、石炭探査・掘削、石炭採掘サービス、石炭加工、石炭取引、石炭輸送・物流、石炭機器製造、運用・保守 (O&M) サービス、エンジニアリング、調達・建設 (EPC) サービス、

石炭火力発電からの送配電、石炭液化 (CtLg)、石炭ガス化 (CtG) からの収益が5%以上の企業が対象となります。(訳注: 燃焼用石炭について該当。)

## セクション 6. 報告についての要求事項

### 要件

**FI-C18 – ポートフォリオカバー率の開示:** 目標を公開する際には、認定された目標に加えて、金融機関は全投資・融資活動に占めるポートフォリオ目標がカバーしているパーセンテージについて、金融機関の主な事業活動の事業規模を代表する指標にて、SBT ウェブサイトに開示しなくてはなりません(**shall**)。主な事業活動については、商業銀行、投資銀行、資産運用のどのような組み合わせにもなりえます。例としては、投資・融資活動に関連した排出量（定量化されている場合）、貸借対照表の合計、投資の合計、貸出金の合計、および運用資産の合計などが挙げられます。

**FI-C19 – 達成方法の報告:** 金融機関は、目標提出時に、目標提出書に記載されたテンプレートに従って、**スコープ 3** のポートフォリオ目標をどのように達成するつもりであるかを簡潔に要約したものを提出しなければなりません(**shall**)。この開示は、透明性を高めることを目的とします。要約の内容は、目標の認定審査に使われるものではありません。目標公表時に、金融機関がどのように目標を達成しようとしているかの要約を公表します(**shall**)<sup>13</sup>。

**FI-C20 – 目標の進捗の追跡と報告:** 目標が認定された後、SBTi は、**スコープ 1 と 2** の GHG 排出量を年に 1 度開示すること、全ての認定された目標に対する進捗を該当する指標において開示すること<sup>14</sup>、1 年間に**スコープ 3** のポートフォリオ目標を達成するためにとった行動/戦略の開示を求めています。**FI-R9**に記載されている**スコープ 3** のカテゴリ **1-14** の任意設定の目標が提出され、SBTi により認定されている場合は、その進捗状況も進捗状況の開示に含めなければなりません(**shall**)。

### 推奨条件と追加ガイダンス

**FI-R12 – どこに開示するか:** **スコープ 1 と 2** のインベントリ、認定された全目標に対する進捗、**スコープ 3** ポートフォリオ目標を達成するための行動/戦略をどこに開示するかについて、公的に入手可能である限り、特に要請事項はありません。推奨としては、年次の財務報告書、サス

<sup>13</sup> 金融機関は SBTi がウェブサイト公開する前に、まとめた文章についてレビューする機会があります。

<sup>14</sup> 目標に対する進捗の開示についてのガイダンスは、[金融セクターSBT ガイダンス](#)のセクション 6.1 を参照ください。

テナビリティ報告書、金融機関のウェブサイト、そして/または CDP の年次の質問書が含まれます。

## セクション 7. 再計算と目標の有効性

### 要件

**FI-C21 – 必須の目標再計算:** 最新の気候科学やベストプラクティスとの整合性を確保するために、目標は最低でも 5 年ごとに見直しを行い、必要な場合は再計算をして再審査を受けなければなりません。再計算が必要な認定済みの目標を持つ金融機関は、再提出時には最新の適用要件に従わなければなりません。既存の目標の妥当性や一貫性を損なうような重大な変更を反映するために、必要に応じて、目標は再計算され、再設定されることが推奨されます(should)。

**FI-C22 – 目標の有効性:** 認定された目標を持つ金融機関は、認定日から 6 ヶ月以内に SBTi のウェブサイト上で公表しなければなりません。6 ヶ月後に公表されなかった目標は、SBTi との間で別の公表時期が合意されていない限り、再度認定プロセスを経なければなりません。

### 推奨事項と追加ガイダンス

**FI-R13 – 変化を契機とした目標の再計算:** 既存の目標の妥当性と整合性を損なうような重大な変更を反映するために、必要に応じて目標を再計算することが推奨されます(should)。以下のリストには、目標の再計算の契機となる変化の例が含まれています:

- インベントリまたは目標バウンダリにおける除外事項が大幅に変更され、そして/または許容される除外限度を超えた場合。
- 金融機関の目標のバウンダリまたは目標水準に影響を与えるような組織構造や活動の著しい変化（例：買収、売却、合併、インソーシングやアウトソーシング、提供する商品やサービスのシフト、資産クラス別の投資比率の変化、利用可能な手法でカバーされる新商品の追加、最新の気候科学の大規模な更新）があった場合。
- 成長予測の変更、重大な誤差の発見、または複数の累積誤差がまとめて重大であることの発見など、目標の計算に使用されたデータの重大な変更。
- その他、科学に基づく目標(SBT)設定手法で使用されている予測/仮定の重要な変更。

**FI-R14 – 目標に使用した予測の有効性:** SBTi は、金融機関が毎年、目標に関連した予測の有効性を確認することを推奨している。金融機関は、重大な変更があった場合には、SBTi に通知し、その重大な変更を公表し、該当する場合には、目標の再計算を検討することが推奨されます (should)。

## セクション 8. ポートフォリオ目標のバウンダリ定義

本セクションでは、金融機関のポートフォリオ目標のバウンダリを定義するために **FI-C15** と **FI-C16** を適用させる際の追加的ガイダンスを示します<sup>15</sup>。

SBTi から認定を受けるためには、金融機関は投資・融資活動についての目標を設定する際に、**FI-C15** と **FI-C16** を満たす必要があります (shall)。ポートフォリオの構成によっては、金融機関は、金融活動から生じる融資先排出量の測定を必要としない方法で **FI-C16** を満たすことができる可能性があります。したがって、金融機関が金融活動から生じる排出量を定量化する必要がない、または、部分的にのみ定量化が必要な場合があります。

金融セクターの活を 3 つのカテゴリに整理しました: 目標のバウンダリを決める際に、必須の活動、任意の活動、スコープ外の活動の 3 つです。(表 1 参照):

1) **必須の活動**, 該当する (relevant) 場合、目標のバウンダリに含めなくてはなりません (shall)。

例えば、(該当する場合)金融機関は発電プロジェクトファイナンスの kWh で 100% 相当の活動について、目標のバウンダリに含めなくてはなりません

発電プロジェクトファイナンスと不動産以外の長期の企業向け融資については、化石燃料セクターとその他すべてのセクターの企業やプロジェクトについて、最低限のカバー率の閾値が設定されています。:

(1) 化石燃料セクター: 長期の企業融資についての SBT については、化石燃料企業への長期融資の 95% をカバーしなくてはなりません (shall)。本プロジェクトの文脈では、石炭会社とは、石炭採掘、石炭探査・掘削、石炭採掘サービス、石炭処理、石炭取引、石炭輸送・配送、石炭機器製造、運用・保守 (O&M) サービス、エンジニアリング、調達・建設 (EPC) サービス、石炭火力発電の送電・配電、石炭液化 (Ctlg)、石炭ガス化 (CtG) の収益が 5% を超える会社と定義されています<sup>16</sup>。石油・ガス会社については、石油、ガス、燃焼用の石炭からの探鉱、抽出、精製、輸送、流通、貯蔵、小売、マ

<sup>15</sup> 同様の内容について、金融セクター SBT ガイダンスのセクション 5.3 にて記載があります。

<sup>16</sup> 5% のしきい値は、欧州委員会 (「欧州委員会委任規則 [EU]」2020) や KLP (「KLP Goes Coal Free」2020) などの金融機関が石炭企業を特定するために使用する収益の割合の 1~5% の範囲に基づいて決定されています。

ーケティング、取引、または電力、熱、冷却の生産から 30%以上の収益を得る会社と定義されています<sup>17</sup>。

(2) その他すべてのセクター: 金融機関は、最低でも化石燃料セクター以外の企業への融資活動の 67%をカバーしなくてはなりません(shall)。

- 2) **任意の活動**については、金融機関が目標のバウンダリに含めることができる活動を意味します<sup>18</sup>。設定が任意の活動について、最低のカバー率は要求していません。希望するだけカバーすることができます。例えば、設定が任意である住宅ローンについて目標を設定したい金融機関については、SDA 手法を用いることが推奨されます(should)が、目標のバウンダリは自ら設定することができます。これらの活動は、データの入手が難しかったり、投資/融資の期間が短期であったり、といった課題があることから、目標を設定するのが現実的ではない可能性があることから、設定が任意とされています。
- 3) **スコープ外の活動**とは、利用可能な手法ではカバーできない活動であったり、本プロジェクトの対象には当てはまらなかったりするものを指します。表に示されていない金融商品については、多くの場合スコープ外であると考えられます。

資産運用会社の投資一任契約資金(funds managed under discretionary mandates)においても、**FI-C15** 及び **FI-C16** が適用されます。SBTi は、銀行の資産運用部門が表 1 に沿ってこれらの資金の目標を設定することを推奨しますが、それを要求するものではありません。銀行が親会社レベルの目標から資産運用部門を除外することを決定した場合、透明性と比較可能性のために、目標の文言の中でその除外を開示することが推奨されます(should)。

表 1 の例外として、住宅ローンと商業用不動産ローン、住宅ローン担保証券(residential mortgage-backed securities)と商業用不動産ローン担保証券(commercial mortgage-backed securities)に投資している**不動産ローン REIT (リート)**については、基準年の平方メートルで測った住宅ローンの 67%以上を最低でもカバーしなくてはなりません(shall)。

SBTi は、要件の堅牢性と実用性の間で適切なバランスをとることを目指しています。データの入手可能性、金融機関の影響力の高さ、セクターの気候変動への貢献度などの要因は、その活動についての目標設定が必要かどうか、そして対応する最低カバー範囲の要件を決定する際に考慮されてきました。より多くのデータが入手可能になり、手法がより成熟し、金融機関が目

---

<sup>17</sup> 30%の閾値は、Robeco Institutional Asset Management (Robeco Institutional Asset Management B.V. 2020) や Natixis (NATIXIS 2018) などの金融機関が石油・ガス会社を除外するために使用している収益の割合の 20~30%の範囲を基準としています。

<sup>18</sup> 今後、データの入手可能性の変化や、金融機関が特定の資産クラスの目標を設定する準備ができていくかどうかなどの要因により、SBTi は「任意の活動」を必須に更新していく可能性があります。

標設定の経験を積むにつれ、SBTiは、毎年の要件更新プロセスを通じて、表1を改訂する可能性があります。また、金融機関は、追加の資産クラスやセクターに対応した手法が利用可能になるにしたがって、ポートフォリオ上の目標のカバー率を高めるために、追加の目標を設定することができます。

下の表1は、活動についての3つのカテゴリ、設定が必須の活動については最低限のカバー率(これは設定が必須の活動についてのみ該当します)、そしてそれぞれの活動タイプについて適応可能な手法を示しています。:

- **1つの手法のみが示されている場合**, その手法が唯一、その金融活動について適用可能なものであることを示します。例えば、発電プロジェクトファイナンスについては、SDAのみが適用可能です。
- **複数の手法が示されている場合**, 金融機関は1つかそれ以上の手法を用いて、合計してその製品の最低カバー率を満たす目標を設定することができます。例えば、金融機関はSDA(その手法が利用可能なセクターについて)と気温上昇スコアの両方の手法を用いて、合計で社債ポートフォリオの100%をカバーすることができます。

表1. 必須、任意、スコープ外の活動と適用可能な手法

必須の活動	
任意の活動	
スコープ外の活動	

資産クラス	金融商品、および目標に含めるべきかの要件	必須の活動についての最低カバー率	適用可能な手法
消費者向けローン	住宅ローン	任意 <sup>a</sup>	SDA
	自動車ローン	適用外	なし
	個人ローン	適用外	なし
プロジェクトファイナンス	発電プロジェクトファイナンス	基準年の活動(kWh)の100%	SDA
	その他プロジェクトファイナンス(インフラなど)	適用外	なし
企業向け融資	融資: 商業用不動産	基準年の活動(m <sup>2</sup> )の67%以上	SDA

	融資：発電事業	基準年の活動(kWh)の100%	SDA		
	融資：その他長期債務(1年以上), 発電プロジェクトファイナンスと不動産を除く	化石燃料企業: 基準年の法人向け融資(融資金額)の95%以上 その他の企業: 基準年の法人向け融資(融資金額)の67%以上	セクター別手法が利用可能な場合 SDA	ポートフォリオ SBT カバー率	気温上昇スコア
	企業向け貸出：中小企業向け融資 <sup>b</sup>	任意	SDA	ポートフォリオ SBT カバー率	気温上昇スコア
	企業向け貸出：短期貸付(信用枠、日内枠、当座貸越枠など1年未満のもの)	任意	SDA	ポートフォリオ SBT カバー率	気温上昇スコア
	事業者向け融資：その他プロジェクトファイナンス	適用外	なし		
上場株式・債券	普通株式	100%	SDA	ポートフォリオ SBT カバー率	気温上昇スコア
	優先株式	100%	SDA	ポートフォリオ SBT カバー率	気温上昇スコア
	社債	100%	SDA	ポートフォリオ SBT カバー率	気温上昇スコア
	ETF (Exchange traded funds)	100%	SDA	ポートフォリオ SBT カバー率	気温上昇スコア
	REIT, 上場不動産会社、不動産関係の投資信託への投資	100%	SDA	ポートフォリオ SBT カバー率	気温上昇スコア
	ファンドオフファンズ	任意	SDA	ポートフ	気温上

				オリオ SBT カバー率	昇スコ ア
	デリバティブ	適用外	なし		
	ソブリン債	適用外	なし		
	国際機関債、準ソブリン債(地方債を含む)	適用不可	なし		
	政府関係機関債	適用外	なし		
	証券化商品(ABS/MBX, カバードボンドを含む)	適用外	なし		
非上場企業の未公開株式と債務、ベンチャーキャピタルを含む	非上場企業の未公開株と債務 (例えば、メザニン資本、普通株式、優先株式、株主ローン、未上場不動産会社など)	任意	SDA	ポートフォリオ SBT カバー率	気温上昇スコ ア
該当する場合、助言サービス	助言サービス(例えば、M&A)、債務や株式の引き受け、有価証券やコモディティの仲介・売買、信用保証、保険契約、執行サービス	適用外	なし		

注:

<sup>a</sup> 本表の例外として、不動産ローン REIT については、住宅ローンの基準年の平方メートルでの 67%以上をカバーしなくてはなりません(shall)。

<sup>b</sup> 中小企業(SMEs)の定義は地域によって異なることから、金融機関は自らの内部での中小企業の定義を用いて、本任意のカテゴリの解釈をすることが可能です。SBTi は、子会社ではない独立した会社であり従業員が 500 人未満を中小企業と定義しており、その定義の中小企業については特別な目標認定ルートを提供しています。中小企業を対象とした SBT の設定に関心があり、中小企業の定義の閾値の従業員数が 500 人以上 (例: 1,000 人以上) である金融機関は、中小企業の顧客の一部を通常の SBTi 認定ルートに誘導しなければならない可能性があります。中小企業向けの SBTi の目標設定オプションの詳細については、<https://sciencebasedtargets.org/faqs-for-smes/>。

出典:金融セクターSBT ガイダンス 2020

日本語翻訳担当: CDP Worldwide-Japan 高瀬香絵、成田恭子

(翻訳バージョン: 2020 年 11 月 17 日版)